



<事案が発生している場合>

- ①すぐに事案を止め安全を確保する。被害児童に寄り添う。場合によっては、加害児童を別室へ。二次被害を防ぐ。
- ②けがの有無を確認し、あればすぐに保健室へ。
- ③近くの職員や職員室へ協力を要請する。

<保護者等からの連絡があった場合>

- ①連絡帳等での連絡があればコピーを取り、生徒指導主事または管理職に、迅速に報告を行う。
- ②電話連絡の場合は、落ち着いて訴えを聞き、記録する。事実を確認し、指導を行った後、再度連絡する旨を伝える。
- ③個別案件対応班で対応を協議する。

<ステップ1 聞き取り>

- ①訴えがあった児童から聞き取りを行う。5W1H（いつ・どこで・だれが・なにを・どうした）
- ②関係していた児童や周囲で見ていた児童からも聞き取りを行い、できるだけ正確な事実をつかむ。
- ③相手児童が複数いる場合は、別々に事実を確認する。複数の職員で同時に聞き取りを行うとよい。

※聞き取った内容は正確に記録を取る。（聞き取りシートの活用）

<ステップ2 事実の確認>

- ①複数の職員で聞き取りを行っていた場合は事実を共有する。
- ②聞き取った内容のズレについて、再度個別に確認し、事実を確認する。

事実が確認できない場合は、一度、生徒指導主事または管理職に相談するとよい。

<ステップ3 事案の報告・対応の検討>

- ①聞き取りシートをコピーし、学年、管理職および生徒指導主事に第1報を入れる。
- ②対応班を組織して対応を協議し、指導内容を検討する。

（カンや経験だけで判断することは大変危険です。複数の職員による知見で！）

<ステップ4 指導>

- ①個別指導または対象の児童への指導を行う。「何がいけなかったのか」「どうすればよかったか」
- ②学級指導または学年で指導が必要な場合は、適宜指導を行う。

<ステップ5 事後報告> 赤ファイル・生徒指導日誌への記録

- ①管理職および生徒指導主事に事後報告を行う。今後の対応を協議する。
- ②事案の内容によっては保護者への連絡を行う。事実および指導内容を伝える。

※事実を真摯に受け止め、心配をかけたことを謝罪する。できないことはできないと断る。保護者より「相手宅と連絡を取りたい」、「話し合いたい」といわれても即答しない。

解消まで
3か月を要する